

海底資源開発の国際制度

古賀 衛

一 大陸棚制度の発展

一九四五年、米国トルーマン大統領は、「合衆国に接続する大陸棚の地下および海床の天然資源を合衆国の管轄と管理に服するものとみなす」と宣言した。そのなかで管轄権行使の根拠として、以下を掲げていた。(1)技術進歩によつて領海外にある海底石油その他の鉱物資源が利用可能になった、(2)大陸棚の資源を利用するために資源に対する管轄権が必要である、(3)利用および保存措置の実効性は沿岸国の協力に依存する、(4)大陸棚は沿岸国の陸地の延長であつて、陸地に付随するものとみなされる、(5)沿岸国は自己防衛のために、自国沖合における資源利用活動を監視する必要がある。

これらは、今日に至る海底制度の紆余曲折を暗示していた。

すなわち、技術の進歩はさらなる資源利用を可能として管轄権の拡大を生じるであろうこと、そして、大陸棚は陸地領土と一体をなす自然の延長として正当化されることである。大陸棚制度の変遷は、この二点によつて出発のときから方向づけられていたと言えよう。

トルーマン宣言はその後の海底制度に大きな影響を及ぼした。宣言はすぐに隣国メキシコを刺激し、一カ月後にメキシコ大統領による同様の宣言を導いた。これはもちろん、米国の間で競合する大陸棚の石油資源を意識したものであったが、漁業資源を対象に含める点で大きな違いがあつた。米国は、大陸棚の主張が漁業・航行の自由を内容とする公海制度に影響を及ぼさないよう、対象を海底鉱物資源に限定していたのだが、メキシコの宣言はその枠を超えてしまった。

大陸棚はもともと漁業資源が豊富な所であり、海底石油が賦存しないか採掘のための技術・資本をもたない開発途上国にとつて、大陸棚資源とは漁業資源を意味したのである。メキシコの宣言は、「戦争によつて貧困と欠乏に陥つた世界が食料生産を發展させるため」に、漁業資源を保存・開発する必要が増大していると強調している。この主張は、その後多くの開発途上国によつて採用された。開発途上国の宣言・国内法は「大陸棚」と言いながら、実際は上部水域の漁業資源に排他的権利を設定するものであつた(漁業資源に対する沿岸国管轄権の拡大については、本誌中の水上論文を参照されたい)。

大陸棚の範囲については、トルーマン宣言は別に出されたプレス・リリースのなかで水深一〇〇尋(一八三メートル)としていたが、メキシコの宣言では二〇〇メートルとされた。この規準は一九五三年に国際連合国際法委員会によつて準備された大陸棚条約草案のなかでも採用された。しかし、五八年の第一次国連海洋法会議で採択された大陸棚条約では、大陸棚の範囲は「上部水域の水深が二〇〇メートルまで、またはその限度を超える場合には上部水域の水深がこの区域の天然資源の開発を可能とするところまで」と規定されていた。いわゆる開発可能性の規準を導入したのだが、これは技術進歩に伴つて際限ない管轄権拡大を容認するもので、のちに深海

底の問題を導く原因となつた。

大陸棚条約は、トルーマン宣言とメキシコの宣言の實質を受け継いでいる。すなわち、沿岸国は大陸棚を探索し、その天然資源を開発する主権的権利を有する。他の国は、沿岸国の明示的な同意なしに探索または天然資源の開発を行ない、または大陸棚に対して権利を主張することができない。大陸棚に対する沿岸国の権利は、大陸棚の上部水域または上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。沿岸国は、大陸棚における海底電線または海底パイプラインの敷設または維持を妨げることができない。大陸棚の探索または資源開発は、航行、漁業もしくは海洋生物資源の保存を不当に妨害することとなるものであつてはならない。

これらの實質はいまでも変わっていない。しかし、実際には大陸棚の石油開発と航行または漁業との調整を必要とする問題が多発している。この調整は沿岸国の国内法によつて行なわれる。今日では、ほとんどの沿岸国が大陸棚の探索開発または沿岸区域活動の調整に関する国内法を制定しており、大陸棚開発制度は国連海洋法条約などの国際法規と国内法規の総体として發展しつゝある。⁽¹⁾

(1) 国内法と海洋法条約の関係については、『新海洋法条約の締結に伴う国内法制の研究』第一一四号、日本海洋協会、一九八

二一八五年、および『新海洋法体制と国内法の対応』第一四号、日本海洋協会、一九八六—八九年、を参照。

二 大陸棚の範囲

大陸棚制度の大きな特徴は、資源に対する管轄権の根拠が陸地領土との結びつきに求められるということである。その結果、沿岸国の権利は、実効的先占とか明示の宣言をしなくても当然に帰属する。したがって、沿岸国が大陸棚資源を利用していなくても、他の国は沿岸国の同意なしには探査または資源開発活動を行なうことができない。これらの点は経済水域との基本的違いである。経済水域の場合、宣言・国内法などによる設定が必要であり、沿岸国が利用しない資源の余剰分については他国の利用が許される。

この特徴は、そのまま大陸棚の定義につながった。第三次国連海洋法会議（以下、「海洋法会議」と略）では、大陸棚の定義は、深海底区域との境界という側面と、隣接国との境界画定に影響する規準という側面をもつため、とくに大きな争点となった。そのなかで、最初からコンセンサスがあったのは、大陸棚は陸地領土の自然の延長をなす範囲ということであった。その結果、海底を陸性と海性に分けて、地質学・地形学の立場から陸性の海底を大陸棚と呼び、それをどのように定

義するかが争点となったのである。そのため、海洋法会議第二委員会では地質学・地形学の勉強会が開かれることもあった。ちょうど、そのときに注目されたのがプレート・テクトニクス理論である。これによれば、大陸は一定の陸塊をなしてマントルの上に浮いている状態にあり、陸地領土の延長はこの陸塊の先端までということになる。そして、実際には、地球の表面はすべて一定の厚さ以上の地層で覆われているのだから、陸性と海性の区別は地層の厚さで区別されると考えられた。地層の厚さは地域によって異なるので、なんらかの客観的規準が必要になる。海洋法会議では、この規準をめぐって三年以上も議論が続けられた。その結果が海洋法条約第七六条になった。

その要約は以下のとおりである。

大陸棚は沿岸国の領海を超えてその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部までの海底または、それが領海基線から(距岸)二〇〇カイリまで延びていない場合には二〇〇カイリまでの海底およびその下をいう(一項)。大陸縁辺部の外縁は、(1)堆積岩の厚さが大陸斜面基部における勾配の最大変化点(大陸斜面基部)までの距離の少なくとも一パーセントである点、または(2)大陸斜面基部から六〇カイリを超えない定点点、を用いて六〇カイリを超えない直線で結んだ線とする(4、

7項)。この線は、距岸三五〇カイリまたは、水深二五〇〇メートルから一〇〇カイリを超えてはならない(5項)。海底海嶺の上では三五〇カイリを超えてはならないが、この制限は、海台、ライズ、キャップ、堆および海脚のような海底の高まりには適用されない(6項)。

このように、海洋法条約は地質学・地形学的基準と距離基準を組み合わせている。大陸縁部までの距離が短い国には二〇〇カイリまで大陸棚を認め、それ以上の広い大陸棚をもつ国には複雑な定義によって拡大を認めた。沿岸国の約八割は前者に含まれるので、この複雑な定義は残りの少数国について実益があるにすぎないように思われるかもしれない。しかし、一見明白な場合を除いて、多くの国ではこの定義に従って大陸縁部の外縁を測定しなければ、それが二〇〇カイリを超えているかどうか分からないのである。堆積岩の厚さの測定や勾配の最大変化点の判定には技術と資金が必要であり、開発途上国にとってこの規定は負担になるであろう。

この規定は客観的な基準を追求しているようにみえる。しかし、実際の交渉では、各国の要求を最大限盛り込むような方法がとられた。たとえば、アイスランドの南側は約八〇〇カイリにわたる長い海底海嶺が連なっており、同国はそれを自国の大陸棚と認めるよう主張した。これが一部認められて

海洋法条約第七六条6の規定となった。この規定では、長い海底海嶺をもつ国はほとんど制限なく大陸棚を拡張できる可能性があり、解積上の争いを生じている。また、ベンガル湾南部のように、堆積層が非常に広範囲にわたる場合には、大陸棚の範囲画定に際して特別の考慮をする旨の了解が海洋法会議最終議定書に含まれている⁽¹⁾。このように個々の国の利益を盛り込んだのは、海洋法会議がコンセンサス方式を原則としていたためである。二〇〇カイリを超える大陸棚の開発に関して収益額の一定比率を国際海底機構に支払い、その利益を内陸開発途上国の必要に考慮を払って締約国間に配分する旨の規定(第八二条)は、内陸国グループの支持を狙ったものであり、これもコンセンサス方式の結果であった。

大陸棚の範囲確定について客観性を確保するために、海洋法条約付属書IIは、「大陸棚の範囲に関する委員会」を予定している。それによれば、大陸棚を二〇〇カイリを超えて拡張しようとする国は、第七六条の適用を受ける地質学・地形学上の証拠を委員会に提出し、審査を受けなければならない。しかし、二〇〇カイリ以内の場合にはこのような手続きがないので、二〇〇カイリまでの海底は設定行為なしに当然に沿岸国の大陸棚ということになる。

海洋法条約との関連で問題になるのは、慣習法上の大陸棚

の範囲である。条約の批准国は五六カ国（本年三月現在）であるから、近いうちに発効するかもしれない。しかし、批准国に偏りがあり、この条約が慣習法を表現するとは考えられない。第七六条は、慣習法を表現するというためには規範的内容が複雑すぎる。少なくとも、二〇〇カイリを超えて大陸棚を拡張しようとする国は、前述のとおり、委員会の審査を受けなければならぬのだから、未批准国はその部分の大陸棚を確定的に主張することができない。このような不安定性が伴うので、海底を含めて二〇〇カイリの経済水域を設定するほうが問題が少ないと思われる。

最近では、新しい鉱物資源として、熱水鉱床とコバルト・リッチ・クラストが注目されている。前者は、いわば陸性と海性の地層の境目からマグマが漏れ出したようなもので、方鉛鉱、黄銅鉱、亜鉛鉱に富む。地下から吹き出す熱水中にも硫化水素、ヘリウムなどのガスが溶存している。東太平洋海膨、北マリアナ海溝、ガラパゴス海嶺などで発見されている。日本周辺でも沖縄トラフが有望視されている。コバルト・リッチ・クラストは、二酸化マンガンと水酸化鉄などからなる沈澱層で、海底表面に層をなす。コバルト、ニッケルの含有量が多いものもある。大洋海山の斜面での水深一〇〇〇—二〇〇〇メートルの範囲に高品位のものがみられ、日本周辺で

は、小笠原海台、南島島周辺、マゼラン海山群で調査が行なわれている。さらに、昨年一〇月には、エネルギー総合工学研究所が南海トラフの陸側斜面水深一〇〇〇—四〇〇〇メートルに未知の天然ガスⅡメタンハイドレードが存在し、これを一パーセントでも資源化できれば日本の原油輸入量約三〇〇年分に相当するとの試算を発表した。⁽²⁾

これらの新しい資源は海洋法会議の終了後に注目され始めた資源であり、海洋法条約では考慮に入れられていない。その成分は深海底のマンガン団塊に類似するものもあり、しかもその有望鉱床は大部分が距岸二〇〇カイリ以内の海底に含まれる。一九八三年に米国レーガン大統領は経済水域宣言を行なったが、これはハワイ周辺の熱水鉱床を囲い込むためであったと言われる。

これらの資源は、成因からみれば陸地領土の自然の延長とては言いがたい。むしろ海性に近い。しかし、距岸二〇〇カイリの範囲に含まれるので大陸棚資源として取り扱われる。この点で、「海性」と「陸性」の区別は意味をなさなくなりつつある。将来は、大陸棚と経済水域の制度を調整して、管轄権の単一かつ客観的な範囲を定めるほうに向かうであろう。

米国では経済水域の設定に伴い、その範囲内の海底地形を地図上で明確にする作業(マッピング)が行なわれている。海

底の地形や水深を地図化することは、資源開発のインフラストラクチャ整備として必要なことである。そのため、連邦地質調査所（USGS）と海洋大気局（NOAA）の共同事務所が設けられ、海底調査を進めている。しかし、マッピングには測量技術と資金が必要であり、多くの国には負担が大きいが、したがって、大陸棚の正確な範囲は予め地図上に示されず、二〇〇カイリの限界付近で海底資源が発見された場合に、あらかじめマッピングが問題となるであろう。この点でも、大陸棚の範囲は不安定な状態が続くことになろう。

(1) 地質学と大陸棚の関連について、石和田靖章『海底油田の開発——その地質的側面』日本海洋協会、一九八九年、を参照。

(2) 一九九二年一月二〇日付新聞各紙、熱水鉱床とコバルト・リッチ・クラストについては、『季刊海洋時報』四二号、八ページを参照。

三 大陸棚の境界画定

大陸棚と経済水域は、隣国間の境界画定問題を拡大した。とりわけ、いくつかの国によって囲まれた閉鎖海・半閉鎖海の中央部に海底石油資源の賦存可能性がある場合、その分割をめぐる争いが深刻になる。東シナ海、南シナ海もその例である。東シナ海には尖閣列島、南シナ海では南沙諸島を

めぐって領有権争いがあり、沿岸国間の武力衝突まで招いている。この場合の境界画定には紛争解決手続きを含めた制度的枠組みが必要である。すなわち、大陸棚境界画定の国際法は、境界画定に適用される法規則とそれを適用するための手続規則および組織とのパッケージでなければならない。この点で、海洋法条約が調停、仲裁裁判、司法裁判といった紛争解決手続きを組み込んでいるのは意味深いことである。ただし、本稿では紛争解決手続きには立ち入らないことにする。

境界画定に適用される規則について、大陸棚条約は次のように規定する。向かい合っている海岸を有する国(相対国)または海岸に隣接する国の間の境界は、それらの国の間の合意

によつて定める。合意がないときは、特別の事情によつて他の境界線が正当と認められない限り、中間線または等距離線とする。

一九六九年の北海大陸棚事件判決では、大陸棚条約にいう等距離線の規準が非当事国をも拘束する慣習法規則ではないこと、とくにデンマーク、西ドイツ、オランダの北海沿岸のような曲がった海岸線では、等距離線が不衡平を生じることが確認された。そのうえで、要旨次のように判示した。

この区域の境界画定に適用される規則は、衡平な原則に従い、かつ、すべての関連事情を考慮に入れたうえで、陸地領土の自然の延長をなす大陸棚の部分を、他国領土の自然の延長に侵入しないのできるだけ多く残すように、合意によつて行なわなければならない。かかる境界画定によつて重複する区域が残る場合、共同管轄または共同開発の制度を決定しない限り、合意される割合により、合意できない場合は平等に配分されなければならない。

紛争当事国（デンマーク、西ドイツ、オランダ）はこの判決に基づいて交渉を行ない、大陸棚の境界に合意した。合意の結果は、三国の海岸線の一般的方向に対して正面（垂直）にある大陸棚が重なる部分をほぼ平等に分割したもので、判決の趣旨に沿ったものであった。この事例から導かれる規準は、

次のように要約できよう。(1) いずれの事情にも適用される単一の方法は存在しない、(2) すべての関連事情を考慮に入れて、関係国間の合意によつて画定しなければならない、(3) 合意の指針となるのは、衡平な原則によること、ならびに他国の自然の延長に侵入しないことである。「他国の自然の延長に侵入しない」ということには、大陸棚が各国の陸地領土と結びついていること、したがつて、海岸線から海に向かつて（正面に）延びる大陸棚をさへぎるように画定してはならないという意味が含まれている。

北海大陸棚事件判決における「自然の延長」は前述の大陸棚の定義に影響を及ぼしたが、境界画定においては紛争当事国の「自然の延長」が重なることが多いため、しだいに「衡平な原則」が有力になっていった。海洋法会議では、衡平原則を主張する国と中間線を主張する国が激しく対立し、海洋法会議決裂の危機とまで言われた。いずれもが自国の地形・地質を考慮に入れて有利なほうを主張していたことは言うまでもない。このような対立のなかで明確な規準を設けることは、コンセンサスによる条約の採択を不可能にする。そこで最終的にコー議長が妥協案を出して海洋法条約第八三条が設けられた。同条は、要旨次のように規定する。相対国または隣接国の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際法

に基づき合意によって行なう。合理的な期間内に合意が得られない場合は、海洋法条約に組み込まれた紛争解決手続きに従う。すなわち、海洋法条約は「衡平な解決を達成する（衡平原則ではない）」という指針を示すのみで、実質的な規準を定めていないのである。

一方、国際裁判の判決を通じて少しずつ境界画定の原則が固まりつつある。英仏大陸棚事件仲裁判決（一九七七年）、チュニジア・リビア大陸棚事件国際司法裁判所判決（八二年）、リビア・マルタ大陸棚事件判決（八五年）がそれである。八四年のメーン湾事件判決も境界画定の原則を示すという意味では重要であるが、大陸棚の画定に限っていないので他の事件と同様に扱うべきか検討の余地がある。これだけの事例から確立した規準を導くことはできないが、大まかに次のことが言えるであろう。

(1) 合意による衡平な解決を図る義務があり、一方的な境界画定はできない、(2) 地質学的構造や海岸線の形状・長さなどの関連事情を比較衡量しなければならない、(3) 紛争区域に島が存在する場合、それが無人の小島、岩、沿岸隆起であるときには効果を認めない。相当の面積をもつ有人の島では、それを本土と同じに扱ったときの境界とそれを無視したときの境界との中間とする（いわゆる半分効果）。

境界画定の規準ではないが、北海大陸棚事件判決も海洋法条約も、関係国の主張が競合する部分では共同管理、共同開発の方式を示唆している。一九七四年の日韓大陸棚南部開発協定もその例であるが、政治的対立に発展しやうい境界画定問題を凍結して、共同で海底資源の開発を進める方式は、紛争の顕在化を避ける方法として有効であろう。

日本周辺の海域（日本海、東シナ海、オホーツク海）では、竹島、尖閣列島、北方領土の領有権争いと絡んで、大陸棚境界画定の見通しは立っていない。このような区域では、境界画定を急ぐよりも沿岸国間の「理解および協力」（第八三条3）を確保するほうが海洋法の精神に合致すると思われる。

四 深海底資源の開発制度

一九六五年、米国の地質学者メロー博士によって著書『海の鉱物資源』が発行された。これは、当時知られていたあらゆる鉱物資源を対象としていること、とりわけ深海底に賦存するマンガン団塊について詳述している点が注目された。そのなかで、マンガン団塊の含有成分のうち、マンガン、コバルト、ニッケル、銅は、地上資源によって確保できる消費耐用年数が各々、一〇〇年、四〇年、一〇〇年、四〇年しかないのに、マンガン団塊による耐用年数は各々四〇万年、二〇〇

万年、一五万年、六〇〇〇年とほとんど無限大であることが示され、世界の鉱業界の目を引いた。大陸棚の石油資源については法律家にもよく知られていたが、それ以外の鉱物資源についてはあまり知られていなかったたのである。

この著書が発表された年に、米国ロードアイランド大学で第一回の海洋法協会シンポジウムが開かれ、いくつかの研究報告によってマンガン団塊の開発可能性と法律的問題の関係について言及されている⁽¹⁾。おそらく一九六七年のパルド宣言は、このような動きに触発されたものである。マルタ大使パルドは国連総会第一委員会、公海海底の分割と軍事利用の可能性に対する懸念を表明し、公海海底を「人類の共同遺産」とすることを提案した。提案は多くの国の支持を得て、国連総会の下に海底平和利用委員会が設置されることになった。委員会は、深海底に関する条約起草のガイドラインとして原則宣言案を準備した。これは七〇年に「深海底原則宣言」として国連総会によって採択された。そこで示された諸原則は、ほとんどそのまま海洋法条約に組み入れられている。すなわち、深海底は人類の共同遺産である、したがって、いずれの国も個人も、所有権または主権を主張してはならない、資源開発に関連する活動は将来設けられる国際制度によって律せられる、資源開発は全人類の利益のために、かつ、開発

途上国の利益と必要を考慮して行なわなければならない。そして、第九項で、国際機構を含む国際制度が普遍的性格をもつ国際条約によって定められるとして、海洋法会議の開催を予定した。

海洋法会議は当初、深海底の新しい秩序を作ることを目標に計画されたが、準備を進める過程で伝統的な海洋法規則の見直しと海洋汚染のような新しい課題への対応にまで広げられた。審議は取り扱う問題別に委員会に分けて進められた。深海底問題を取り扱う第一委員会の審議は、新しい鉱物資源の秩序を創るといふ諸国代表の意欲の結果、最初から激しいものになった。海洋法会議が始まった一九七三年ごろは、ロークラブの『成長の限界』が発表され、オイルショックの影響もあって資源の枯渇に対する危惧が広がっていた。そのため、前述のようにほとんど無尽蔵とも思われるマンガン団塊に対する期待が高まった。しかも、深海底制度が対象とする区域（今日では国際海底区域）は、大陸棚を除いた公海海底、すなわち地球表面積の三分の一以上という広い空間であり、未知の資源の可能性もある。これらの理由で、海洋法会議の審議はしだいに尖鋭化した。とりわけ、技術・資本力をもつ先進国と、それらをもたない開発途上国の間の経済秩序論争に発展し、七〇年代における南北問題の象徴的争点とな

った。

この対立のなかで、諸国は次のような深海底資源の特徴を見落としてしまった。(1)マンガン団塊に含まれる金属^{II}非鉄金属は需給バランスが崩れやすく、経済原則に大きく左右される、(2)これらの金属のマーケットは石油、鉄に比べて小規模であり、たとえ深海底資源が地上資源に取って代わったとしても大きな取引額にならない、(3)高品位のマンガン団塊は水深五〇〇—六〇〇メートルの海底に賦存するが、五〇〇気圧の海底から採算レベルと言われる年間三〇〇万トンの鉱物を採取する安定した技術は存在しないし、長期間洋上操業の経験もない、(4)操業コストと精錬コストが大きいので、製品価額からそれらのコストを回収した残りの利益は、石油・ガス資源に比べて非常に小さい。これらの特徴は、今日の活動状況に影響しているが、海洋法会議のなかではほとんど無視された。

海洋法会議が一貫して取り組んだ課題は、開発実施者の権利保障と国際管理をどのように調和させるかということであった。とりわけ、技術と資本をもたない開発途上国にも利益となるような開発制度を作ることが多くの国の支持を得たが、それは開発実施者である先進国企業に対する管理を強めることを意味した。他方、深海底の開発には先進国企業の参加が

不可欠であり、参加を誘引するための制度的保証が試みられた。海洋法会議第一委員会の審議は、この二つの必要性を調和するパッケージ・バランスを実現するために一〇年間続けられた。その結果として、海洋法条約第一一部、付属書Ⅲ・Ⅳ、付帯決議Ⅰ・Ⅱが生み出された。

その内容は、概略以下のとおりである。

〔開発方式〕「国際海底機構」という管理機関を設け、その下にあって独立した実業的機関「エンタープライズ」と国または企業が、機構と提携して開発活動を実施する（海洋法条約第一五三条）。国家または企業が鉱区を取得するためには、開発活動に必要な鉱区面積の合計二倍以上の区画を示し、そ

のうち一鉱区相当分を機構が指定し、エンタープライズの活動のために留保する（エンタープライズの活動によって、開発途上国にも深海底開発に参加する機会が与えられる〔付属書Ⅲ第八条〕）。

〔生産制限〕マンガン団塊の見積り賦存量が膨大なため、同種の金属を産出する国、とくに開発途上産出国は、海底資源が陸上産金属市場に値崩れなどの悪影響を及ぼさないよう、生産量を制限することを主張した。その結果、ニッケル生産量を基準にして需要増加分の一定比率を海底資源からの生産に割り当て、その分だけ開発許可を発給する制度が設けられた（第一五一条）。

〔技術移転〕開発活動を行なう国または企業は、開発許可を申請する際に、開発活動で使用する技術に関する情報を機構に提供しなければならない。また、活動実施契約の際に、機構が要請する場合には当該技術をエンタープライズにも利用させる約束をしなければならない（付属書Ⅲ第五条）。

〔鉱区料等〕契約者は契約発効の日から毎年一〇〇万ドルを機構に支払わなければならない。商業生産開始後は、生産額に対する一定割合、または純益のうちから収益率に応じた一定割合を支払う。収益率の計算方法については詳細な規定が設けられている（付属書Ⅲ第一三条）。

〔先行投資保護〕先進国の条約参加を促すために、条約発効までの活動に優先的権利を認める。四つの国と四つのコンソ

シアム（先進国間の企業体）が指名され、条約発効前に排他的な鉱区登録を許される（付帯決議第Ⅱ号）。

以上のほかに、条約の再検討会議、海底機構の内部機関の権限配分と表決手続き、海底機構への拠出割当などについても微妙な規定が設けられている。

米国はこの内容に対して強く反対し、条約に署名しない立場をとった。その理由として、生産制限の考え方自体が自由市場経済に合致しないこと、エンタープライズに特権的地位が与えられていること、過大な技術移転が強制されることなどを挙げている。米国は、条約採択前の一九八〇年に国内法を制定し、公海自由の原則に基づいて自国民による探査・開発を許可するとしていた。これは海洋法条約の内容を米国に有利に導く圧力の意味もあったが、米国が反対する条約案の採択によって、海洋法条約に基づかない一方的開発を行なうための法的基礎を提供することになった。同じ年、米国に続いて西ドイツが、そして翌年に英国とフランスが同様の国内法を制定し、海洋法条約体制からの分離を示唆した。

国内法は各々の国が制定するもので、他国に影響を及ぼすものではないが、いずれの国内法も、鉱区の排他性を保証するためと同様の趣旨の国内法を制定した国を協調国と指定し、相手国が認めた鉱区を相互主義に基づいて承認し合う旨の規

定をおいている。この結果、これら四国は、鉾区の割り当てを相互に通報して事前調整を行なうための手続きを定める必要が生じ、一九八二年九月に暫定措置協定を結んだ。八四年には、これら四国にベルギー、イタリア、日本、オランダが加わって、同旨の「深海底事項に関する暫定的了解」が結ばれ、海洋法条約の枠外に別の条約体制が生まれた。⁽²⁾

この動きに対して、開発途上国は強く反発し、暫定的了解の法的効力を否定した。そして、鉱物資源の輸出入禁止や先進国企業の投資保証否認などの制裁措置を決定したが、これらの締約国に影響を及ぼすには至らなかった。

一方、海洋法条約の成立後も、付帯決議Ⅰに基づいて設けられた「国際海底機構および国際海洋法裁判所のための準備委員会」は、毎年二回の会合を続けて、主として深海底開発に関する細則と手続規則を審議してきた。委員会は条約発効に備えて、条約実施に必要な提案を準備するために設置されたのだが、今日に至る一〇年間は実質的に海洋法会議の延長になった。委員会は、陸上生産国問題、エンタープライズ、鉱業規則・業務契約の論点⁽³⁾に特別委員会を設け、一九九二年の会期までに多くの規則案と報告書を取りまとめた。しかし、技術移転、生産制限、海底機構の意思決定手続きについては、参加国の間での意見対立が激しく、棚上げされたま

まになっている。⁽³⁾

この間に準備委員会は、付帯決議Ⅱに関連して実質的な管理活動を行なった。その最も重要なものは、先行投資者の鉾区受付と重複の調整である。付帯決議Ⅱに基づき、日本、ソ連、フランス、インドは準備委員会に鉾区申請を行なった第一グループ。インドの鉾区はインド洋なので他との重複はないが、他の三国間では鉾区の重複があり、二国間ずつの調整が行なわれた。さらに、コンソシアム参加企業を出している先進諸国から、コンソシアムの予定鉾区とこれらの鉾区との重複可能性が指摘され、ソ連、日本、フランスと米国系コンソシアムの間で協議が行なわれた。この調整は困難をきわめたが、準備委員会委員長の仲介で妥協に達して、ソ連が鉾区を一部放棄して将来参加するコンソシアム(潜在的申請者)のために留保しておくことで決着をみた(「アールシャ了解」という)。

これは、米国系コンソシアムと競合する鉾区について第一グループに排他的権利を認めると、将来米国が海洋法条約に加入する可能性が減るとの配慮からであった。いずれの国も、米国が海洋法条約外で活動することは条約の有効性にとって望ましくないと考えていたのである。そのため、事前調整によりコンソシアムの予定鉾区を避けて鉾区申請が行な

われたのだが、準備委員会はこれを承認した。委員会の多数は、先進国間の相互主義条約体制を非難していたが、その体制下で予定された鉱区を黙認したことになる。その後、一九九一年に中国の国営企業COMRAと、ブルガリア、キューバ、チェコスロバキア、ポーランド、ソ連の共同事業体IOMから鉱区の登録申請が行なわれ、認められた。これによって、準備委員会が承認した鉱区は六つ、エンタープライズのために留保された鉱区は二つ分、そして潜在的な申請者コンソーシアムのために残された区域(コンソーシアムの数からみて四鉱区分)⁽⁴⁾が設定されたことになる。

準備委員会に鉱区を登録した国は、登録のときから毎年一〇〇万ドルの支払義務を負っている。これは準備委員会における審議の結果、登録国が開発途上国からの研修生を各三名ずつ無償で訓練すること、ならびに海底機構に留保された鉱区について五年間平均年間一〇〇万ドル以上の経費で探査を行ない、そのデータを国連事務局のコンピュータに入れることによって免除されることになった。日本は深海資源開発株式会社(DORD)が鉱区を登録しているが、韓国などからの研修生を受け入れて調査船に乗せているとのことである。

海洋法条約の批准国が増えて発効が近づくにつれて、米国が条約外にすることが問題となってきた。一九九〇年、国連

事務総長は「海洋法条約の普遍性確保のための非公式会合」を主催し、米国を含む一八カ国が参加した。ここではおもに米国が反対の理由としているエンタープライズの優遇措置や生産制限などについて規定修正の可能性が検討されている。この会議はさらに、昨年六月と八月、今年一月に開かれた。

この会合はまだ実質的な合意を生み出すに至っていないが、条約を改正するのではなく、締約国間で議定書結び、条約規定の解釈・運用によって先進国が加入しやすきものにする⁽⁵⁾ことが考えられているという。詳細は明らかにされていないが、条約が発効しないうちにその実質を変更する動きが出ていること自体、問題の複雑さがうかがわせるものである。

*

以上、海底鉱物資源の開発に関わる海洋法の動態を検討したが、この五〇年間、海底制度は場当たりの紆余曲折を繰り返していることがわかる。それは資源が国家利益と密接に結びついていることの証拠でもある。しかし、その争いの的となった深海海底資源の開発活動は後退しつつあることに目を向けなければならぬ。非鉄金属市場は需要が伸びず、金属価格は低迷している。コンソーシアム参加企業にも倒産が出るような状況で、不確実性の多い開発事業に本格投資する企業はないであろう。ましてや、大陸棚の拡大によって、日本

